

議案第7号

大口町保育の実施に関する条例の一部改正について

大口町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成26年3月4日提出

大口町長 鈴木雅博

(提案理由)

この案を提出するのは、大口町立中保育園を平成26年4月から社会福祉法人に移管することに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例

大口町保育の実施に関する条例（昭和62年大口町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「法律第164号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「基づき、保育の実施」を「基づく保育の実施及び同法第56条第3項の規定に基づく保育料の徴収」に改める。

第4条を第7条とする。

第3条中「前条の規定」を「前条各号に掲げる基準」に改め、同条を第4条とし、同条の次に次の2条を加える。

（保育料の徴収等）

第5条 町長は、児童について保育を実施した場合においては、法第56条第3項の規定により、本人又はその保護者から、規則で定める保育料を徴収するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、町長が必要と認めたときは、保育料の減免を行うことができる。

（保育所運営委員会の設置）

第6条 保育所の適正円滑な運営を図るため、大口町保育所運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第2条各号列記以外の部分中「、児童」を「、町内に居住する法第4条第1項に規定する乳児若しくは幼児又は同法第39条第2項に規定する児童（以下「児童」という。）」に改め、同条を第3条とする。

第1条の次に次の1条を加える。

（保育所の定義）

第2条 この条例において「保育所」とは、大口町立保育所設置条例（昭和50年大口町条例第18号）に規定する保育所及び法第35条第4項に規定する認可を得た町内保育所とする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

大口町保育の実施に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。<u>以下「法」という。</u>）第24条第1項の規定に<u>基づく保育の実施及び同法第56条第3項の規定に基づく保育料の徴収</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(保育所の定義)</u></p> <p>第2条 この条例において「<u>保育所</u>」とは、<u>大口町立保育所設置条例（昭和50年大口町条例第18号）に規定する保育所及び法第35条第4項に規定する認可を得た町内保育所とする。</u></p> <p>(保育の実施基準)</p> <p>第3条 保育の実施は、<u>町内に居住する法第4条第1項に規定する乳児若しくは幼児又は同法第39条第2項に規定する児童（以下「児童」という。）の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、当該児童を保育することができないと認められる場合であって、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。</u></p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(入所の特例)</p> <p>第4条 町長は、保育所の収容定員に余裕があるときは、<u>前条各号に掲げる基準にかかわらず定員に達するまでは入所させることができる。</u></p> <p><u>(保育料の徴収等)</u></p> <p>第5条 町長は、<u>児童について保育を実施した場合においては、法第56条第3項の規定に</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第1項の規定に<u>基づき、保育の実施</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(保育の実施基準)</p> <p>第2条 保育の実施は、<u>児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、当該児童を保育することができないと認められる場合であって、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。</u></p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(入所の特例)</p> <p>第3条 町長は、保育所の収容定員に余裕があるときは、<u>前条の規定にかかわらず定員に達するまでは入所させることができる。</u></p>

新	旧
<p><u>より、本人又はその保護者から、規則で定める保育料を徴収するものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、町長が必要と認めるときは、保育料の減免を行うことができる。</u></p> <p><u>(保育所運営委員会の設置)</u></p> <p><u>第6条 保育所の適正円滑な運営を図るため、大口町保育所運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。</u></p> <p><u>2 委員会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第7条 略</u></p>	<p>(委任)</p> <p><u>第4条 略</u></p>

改正要旨

1 改正の目的

平成26年4月からの町立中保育園の民営化実施により、児童福祉法第24条第1項及び同法第56条第3項に規定する、公立、私立を問わない保育の実施基準、費用負担などを本条例で定めるため改正するものです。

2 改正の概要

第1条関係（趣旨）

保育料の徴収について、本条例で定めることとします。

第2条関係（保育所の定義）

本条例における保育所の定義を、町立保育所及び町内認可保育所とします。

第3条関係（保育の実施基準）

保育の実施対象児童は、町内に在住する児童とします。

第6条関係（保育所運営委員会の設置）

保育所の適正円滑な運営を図るため、大口町保育所運営委員会を設置します。

3 施行期日

平成26年4月1日から施行します。